

憲法大改正試案

Ver. 1 リリース 2018 年 8 月 7 日

Ver. 1.1 誤字等修正

前文

われわれ日本国民は、かつて行われた不義なる侵略戦争を反省し、また、憲法・民主主義・自主独立権が蔑ろにされた第二次世界大戦後の政治を遺憾に思い、諸所の是正のためここに憲法を改定する。国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。また、集中した権力、世襲化した権力は必ず腐敗するのであって、権力に不義あるときは国民がこれを排除するよう努めなければならない。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。

また日本国民は、恒久の平和を念願し、また平和を愛するすべての国家・地域の主権者の公正と信義を信頼する。われらは、平和を維持し、専制と隷従、逼迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の市民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、他国の侵略および干渉を受けず、自由と平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

第 1 章 国家・国民

第 1 条

- 1 日本国は民主主義に基づく共和国である。日本国の主権は国民にあり、すべて国家の権力は主権者である国民より出ずる。民主主義的手続きによらぬ国権の行使はこれを認めない。
- 2 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第 2 章 基本的人権

第 2 条

- 1 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- 2 国内に滞在する外国人はすべて、人類愛と自由・平等の原則に基づき、法および国際条約によっ

て保護される。

第3章 戦争の放棄

第3条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 2 前項の目的を達するため、諸外国の領土領海を攻撃しうる陸海空軍その他の侵略的戦力は保持しない。
- 3 国の交戦権はこれを否定する。諸外国との攻守同盟および、外国軍隊の国内駐屯は一切認めない。
- 4 災害等に対する国防組織については法律で定める。国防組織の編成においては、すべて国民の基本的人権を侵害してはならない。

第4章 国民の権利及び義務

第4条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならない。また国民は、常に他の国民のそれを妨げぬようこれを行行使すべきである。

第5条

国民は、すべて個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、他の国民のそれを妨げぬ限り、立法その他の国政の上で、最大に尊重される事を必要とする。

第6条

- 1 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 2 天皇、皇族、宮家、王族、華族、その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第7条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第8条

思想及び良心の自由は、これを絶対に侵してはならない。

第9条

- 1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。また、いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 政府・議会・司法及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 4 公務員および代議士、国務大臣、首長は、諸外国訪問時の儀礼を除き、いかなる宗教施設へも公の立場では参拝してはならず、公の立場では宗教的活動をしてはならない。

第10条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、他の国民の個々の基本的尊厳を侵害しないかぎりこれを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第11条

- 1 何人も、他の国民の権利に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第12条

学問の自由は、これを保障する。

第13条

- 1 婚姻は、配偶者二名の合意のみに基いて成立し、二名が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と二者の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第14条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な生活を営む権利を有する。

2 政府は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第15条

1 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その被保護者に教育を受けさせる義務を負う。政府の定める義務教育は、これを無償とする。

第16条

1 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第17条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第18条

何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

第19条

何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第20条

何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第21条

1 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利を有する。ただし第19条の場合、または正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物

を明示する令状がある場合を除く。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

第22条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。死刑はこれを認めない。

第23条

1 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、また公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、政府でこれを附する。

第24条

1 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第25条

何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

第26条

何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第27条

捜査施設内における取り調べは、すべて第三者によって記録されねばならず、被疑者の益のために用いることを妨げられない。

第28条

- 1 すべて国民は、勤労の権利を有する。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない

第29条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第30条

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

第31条

- 1 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

第32条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第33条

何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第5章 国会

第34条

立法権は国会に属する。

第35条

国会は、上院下院の両議院でこれを構成する。

第36条

- 1 両議院は、普通、平等、直接、秘密が守られた選挙にて選出される議員でこれを組織する。
- 2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第37条

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

第38条

下院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第39条

上院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第40条

選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第41条

何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第42条

警察、防衛、裁判等の任に現役である公務員および、大統領、副大統領、国務大臣は投票行為を除く選挙活動を制限される。詳細は法律でこれを定める。

第 43 条

両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第 44 条

両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第 45 条

両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。

第 46 条

国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第 47 条

大統領府は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、大統領府は、その召集を決定しなければならない。

第 48 条

- 1 下院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。
- 2 下院が解散されたときは、上院は、同時に閉会となる。但し、大統領府は、国に緊急の必要があるときは、上院の緊急集会を求めることができる。
- 3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、下議院の同意がない場合には、その効力を失う。

第 49 条

両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

第 50 条

- 1 両議院は、各々その総議員の五分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第51条

1 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の五分の四以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

3 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第52条

1 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の五分の四以上の多数による議決を必要とする。

第53条

1 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 下院で可決し、上院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、下院が、上院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 上院が、下院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、下院は、上院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第54条

1 予算は、さきに下院に提出しなければならない。

2 予算について、上院で下院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は上院が、下院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、下院の議決を国会の議決とする。

第55条

両院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求

することができる。

第56条

大統領および国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第57条

- 1 国会は、最高裁判事および大統領・副大統領を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。
- 2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第5章 大統領府

第58条 行政権は、大統領府に属する。

第59条

- 1 大統領府は、法律の定めるところにより、その首長たる大統領及びその他の国務大臣でこれを組織する。
- 2 選出以前の20年間に警察、防衛、裁判等の任に服する公務員であった者は、大統領および国務大臣に選出されない。
- 3 大統領府は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

第60条

大統領および副大統領は、国民による直接選挙にてこれを選出する。

第61条

- 1 大統領は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
- 2 大統領は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第62条

大統領府は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第63条

- 1 副大統領が欠けた時は、大統領はただちに国会議員たる国務大臣から副大統領を選出しなければならない。
- 2 大統領が欠けた時は、副大統領がこれを代行し、1年以内に大統領選出選挙を開催しなければならない。
- 3 大統領および副大統領が欠けた時は、大統領府は解散しなければならない。また国会は2ヶ月以内に大統領選出選挙を開催しなければならない。大統領府が解散している間は、上院議長が特別に外交・財政執行等の行政職を代行する。

第64条

大統領は、大統領府を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第65条

- 1 大統領府は、他の一般行政事務の外、下記の事務を行う。
- 2 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 3 外交関係を処理すること。
- 3 条約を締結すること。但し、事前に国会の承認を経ることを必要とする。
- 4 法律の定める基準に従い、官吏に関する事務を掌理すること。
- 5 予算を作成して国会に提出すること。
- 6 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 7 減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第66条

法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、大統領が連署することを必要とする。

第67条

国務大臣は、その在任中、大統領の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は害されない。

第6章 司法

第68条

- 1 弾劾を除くすべての司法権は、最高裁判所、憲法裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- 2 憲法裁判所は行政および立法に対し、違憲であることを宣言し、これを差し止める事ができる。
- 3 1項2項のほか特別裁判所を設置することはできない。
- 3 すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第69条

- 1 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。
- 2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
- 3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第70条

裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第71条

- 1 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官は、上院の助言をもとに大統領府でこれを任命する。長たる裁判官はその他の裁判官の任命を行う。
- 2 最高裁判所の裁判官は、国民による信任選挙にて投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときおよび大統領交代の際にのみ罷免される。
- 4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。
- 5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達したときに退官する。
- 6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第72条

- 1 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、大統領府でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- 2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第73条

1 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第74条

- 1 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う。
- 2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつている事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第7章 財政

第75条

国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第76条

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第77条

国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

第78条

大統領府は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第79条

- 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、大統領府の責任でこれを支出することができる。
- 2 予備費は、それを除く本来の財政の四分の一を超えてはならない
- 3 すべて予備費の支出については、大統領府は、事後に国会の承諾を経なければならない

第80条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第81条

1 政府の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、大統領府は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。会計監官の人事は、国会の四分之三の承認を要する。

第82条

1 大統領府は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、財政状況について報告しなければならない。

2 報告の内容は法律にて定める

第8章 地方自治

第83条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第84条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を、行政の長としての首長を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第85条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第86条 ひとつの地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

第9章 改定

第87条

1 この憲法の改定は、両院の総議員の四分之三以上の賛成によって国会にて発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。またその際に、一政党が議席の三分の二以上を占めていてはならない。この承認には、特別の国民投票において、四分之三以上の投票率を達成し、さらにその四分之

三の賛成を必要とする。

2 この憲法の1条、2条、および3条は、永久に改定対象としてはならない。

2 憲法改正の国民投票に於いては、一政党が広告宣伝等において独占的な地位を占めないよう、これを法律にて定める。

3 憲法改正について第1項の承認を経たときは、国会は、国民の名で、この憲法を直ちに公布する。

第10章 最高法規

第88条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第89条

この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第90条

すべての公職者は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

第11章 補則

第91条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日よりも前に、これを行うことができる。

第92条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、国会議員（衆参はそれぞれ上院下院とみなす）及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められている者は、法律で特別に定めた場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失うことはない。但し、この憲法によって、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失う。